

いじめ発生時の「豊浦小学校」としての組織対応について

□1 児童の気になる情報をキャッチ

- ① いじめられた児童や保護者からの訴え
- ② 他の児童からの情報
- ③ いじめらしき現場を発見
- ④ 児童の言動からいじめのサイン
- ⑤ 家庭や地域からの情報
- ⑥ アンケート調査等

□2 情報を受けた教職員は校内で報告する ※単独での判断・対応はしない。素早く組織対応行う。

- ① 発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭・校長 のルートで報告を基本とする。
・日時 ・場所 ・被害者 ・加害者 ・内容や状況等
- ② 資料があれば、提出してもらう。
(「いじめアンケート」等。速やかに提出をして、事実確認や指導に活用する。)

□3 学校いじめ防止対策委員会①(全体会を含む)を校長が主宰し、事実確認等を指示する

- ① 構成員 : 校長、教頭、教務、生徒指導主任、担任、養護教諭、発見者
(必要に応じて関係教職員。全体会は全職員。)
- ② 会議内容 :
 - ア) 事実確認のための計画(役割分担、聞き取り日時、聞き取り場所など)
・被害児童面接 ・加害児童面接 ・周囲の児童面接 ・保護者への連絡
 - イ) 事実確認の項目
・いじめの状況(日時、場所、人数、様態や集団の様子、動機や背景等)

□4 事実確認を実施する

- ① 事実確認は速やかにする。(必要に応じて、他教職員及び関係機関の協力を得る。)
- ② アンケート調査等の事実確認は「ハートフルウィーク」を活用して個人面談を行う。
- ③ 確認した内容は、いじめ状況報告書に記載する。
・日時 ・場所 ・被害者 ・加害者 ・内容や状況等

※事実確認を行う時の留意点

- ア) 被害児童及び加害児童等に対して、一人一人聞き取りをして、事実に食い違いがないかを
確認する。食い違っていた場合は、双方を呼んで確認する。
- イ) 被害児童に対して
・教師は被害者の立場に寄り添い、子どもを支える立場で接する。
- ウ) 加害児童に対して
・いじめと決めつけて接するのではなく、あくまで事実を確認するようにする。
- エ) 周囲の児童に対して
・事実を確認する段階では、安易に善し悪しの判断を伝えない。
・当事者以外から情報提供されたとき、情報源に迷惑がかからないように配慮する。
- オ) 保護者に対して
・傾聴して、事実を確認していく。

□5 学校いじめ防止対策委員会②(いじめ状況判断会議)を校長が主宰し、いじめの状況の判断と指導について確認する。

- ① いじめであるか、どうかの状況を判断する。
・いじめられている児童の側に立って判断する。(※当該児童が、心身の苦痛を感じているか)
- ② 指導方針 及び 指導体制を確認する。
・「いじめは絶対に許さない」との強い認識に立って、指導する。
- ③ いじめが長期化・複雑化した場合の、関係機関との連携の必要性の有無を確認
・状況によっては、校長(又は教頭より)は市教委へ連絡する。

□6 いじめ解決への指導・支援を行う。

【被害児童へ】

- ・ 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。

【加害児童へ】

- ・ 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。
- ・ いじめた児童が抱えている問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

【保護者との連携】

ア) 被害児童の保護者への対応

- ・ 電話や必要に応じて家庭訪問等により、迅速に保護者へ事実関係及び対応について伝える。
- ・ 保護者の心情に配慮しながら、誠意をもって対応する。
- ・ 保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。
- ・ 今後の対応と経過については、連絡を取り合う中で説明することを伝える。

イ) 加害児童の保護者への対応

- ・ 電話や必要に応じて家庭訪問等により、迅速に保護者へ事実関係及び対応について伝える。
- ・ 保護者を責めることのないように心情に配慮しながら、保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応や指導を適切に行うことができるようする。
- ・ 保護者が我が子の正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解してもらうようにする。
- ・ 必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

【周囲の児童へ】

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。
- ・ いじめを止めたり、教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。（場合によっては全校または学級指導を行う。）

□7 学校いじめ防止対策委員会③（いじめ状況判断会議）を校長が主宰し、いじめの経過を確認して、解決したかの判断を行う。

① 経過観察について

- ・ 少なくとも3か月を目安に、その期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階でいじめの解消について判断を行う。

② いじめが解決したと認定してよいかを検討する。

→ 解決していない場合は、5 学校いじめ防止対策委員会②へ戻り、再検討する。

→ 解決した場合は、学校基本方針の第Ⅱ いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 豊浦小学校の基本的な取り組み (3) いじめの防止に関する取り組みへ移行する。

